

鳥取県最低賃金専門部会委員名簿

令和2年7月21日

区分	氏名	職名
公益代表	岩井 和由	元 鳥取短期大学生生活学科 教授
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	西村 教子	公立鳥取環境大学経営学部 教授
労働者代表	河村 正之	電機連合山陰地方協議会 事務局長
	田中 穂	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
	林 大介	U A ゼンセン鳥取県支部 支部長
使用者代表	花原 秀明	元 三洋製紙(株) 総務部 参与
	平木 修	鳥取県商工会連合会 副会長
	宮城 定幸	(一社)鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取地方最低賃金審議会
最低賃金専門部会運営規程

平成22年7月5日改正

(目的)

第1条 鳥取地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)及び最低賃金審議会令(昭和34年政令第163号)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、鳥取労働局長(以下「局長」という。)3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に侵害されるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長が指名した委員2人が署名をするものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において議決を行ったときには、報告書をその都度、議決書を鳥取地方最低賃金審議会長に提出するものとする。

(専門部会の廃止)

第9条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、鳥取地方最低賃金審議会の議決に基づいて行う。

附 則 (平成 8 年 3 月 29 日)

第 6 条から第 8 条までの改正規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 15 日)

第 7 条第 2 項の改正規程は、平成 9 年 12 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 9 日)

第 1 条、第 2 条、第 5 条から第 8 条の改正規程は、平成 13 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 8 月 24 日)

第 6 条、第 7 条の改正規程は、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 5 日)

第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条から第 6 条及び第 9 条の改正規程は、平成 22 年 7 月 5 日から施行する。

新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について

(7月17日現在集計分)

7月17日現在、雇用調整の可能性がある事業所数は67,115事業所、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数は36,750人となりました。

また、前週からの増加分は雇用調整の可能性がある事業所数が4,361事業所、解雇等見込み労働者数は1,749人となりました。

	新型コロナウイルスに係る雇用調整 (※1)	
	雇用調整の可能性がある事業所数 (※2)	解雇等見込み労働者数 (※3)
全国	67,115事業所 (+4,361事業所) (※4)	36,750人 (+1,749人) (※4)

	解雇等見込み労働者数のうち非正規雇用労働者数(5月25日からの集計) (※1) (※5)
全国	14,061人 (+1,065人) (※4)

(※1)都道府県労働局の聞き取りや公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に把握した数字であり、網羅的なものではない。

(※2)「雇用調整の可能性がある事業所」は、都道府県労働局及びハローワークに対して休業に関する相談のあった事業所(当面休業を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。)

(※3)「解雇等見込み」は、都道府県労働局及びハローワークに対して相談のあった事業所等において解雇・雇止め等の予定がある労働者で、一部既に解雇・雇止めされたものも含まれている。

(※4)括弧内は前週からの増加分である。

(※5)非正規雇用労働者(正規雇用労働者以外の、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等)の解雇等見込み数は、5月25日より把握開始しており、解雇等見込み労働者総数の内訳になっているものではない。

業種別にみた解雇等見込み労働者数、雇用調整の可能性がある事業所数(数の大きな上位10業種を記載)

	雇用調整の可能性がある事業所数		解雇等見込み労働者数(人)	
	業種	事業所数	業種	労働者数
1	製造業	12,764 (+863)	宿泊業	6,510 (+247、うち非正規113)
2	飲食業	9,349 (+473)	製造業	6,354 (+239、うち非正規147)
3	小売業	6,929 (+403)	飲食業	4,616 (+102、うち非正規38)
4	サービス業	5,863 (+427)	労働者派遣業	3,231 (+230、うち非正規214)
5	建設業	3,614 (+358)	小売業	3,145 (+168、うち非正規116)
6	宿泊業	3,484 (+157)	道路旅客運送業	2,610 (+80、うち非正規11)
7	卸売業	3,297 (+260)	サービス業	2,335 (+161、うち非正規66)
8	理容業	3,074 (+163)	卸売業	1,569 (+17、うち非正規9)
9	医療、福祉	3,024 (+266)	娯楽業	1,548 (+56、うち非正規43)
10	専門サービス業	2,204 (+215)	物品賃貸業	987 (+245、うち非正規235)
全体		67,115 (+4,361)		36,750 (+1,749、うち非正規1,065)

※業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではないことに留意が必要。なお、括弧内は前週からの増加分である。

都道府県別集計結果(累積)「新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況」

	雇用調整の可能性がある事業所数	解雇等見込み労働者数(人)	
1	北海道	6,303	1,798
2	青森	1,188	866
3	岩手	1,843	358
4	宮城	1,167	584
5	秋田	174	659
6	山形	2,117	306
7	福島	1,111	834
8	茨城	487	546
9	栃木	1,751	356
10	群馬	1,645	336
11	埼玉	1,705	299
12	千葉	3,312	1,402
13	東京	15,774	6,000
14	神奈川	1,654	1,176
15	新潟	573	758
16	富山	711	569
17	石川	2,458	559
18	福井	1,665	374
19	山梨	323	178
20	長野	1,191	961
21	岐阜	1,414	1,349
22	静岡	2,325	758
23	愛知	984	1,541
24	三重	1,582	362
25	滋賀	1,240	348
26	京都	895	529
27	大阪	1,075	3,599
28	兵庫	1,127	1,239
29	奈良	118	406
30	和歌山	268	175
31	鳥取	1,226	165
32	島根	620	272
33	岡山	1,192	434
34	広島	806	738
35	山口	471	476
36	徳島	370	71
37	香川	301	176
38	愛媛	268	352
39	高知	1,217	56
40	福岡	269	1,299
41	佐賀	175	413
42	長崎	123	661
43	熊本	139	333
44	大分	140	419
45	宮崎	968	439
46	鹿児島	530	413
47	沖縄	120	808
	合計	67,115	36,750

新型コロナウイルスの影響による 雇用調整助成金等の支給状況及び解雇・雇い止め者数について

新型コロナウイルスの影響による令和2年6月19日（金）現在の雇用調整助成金等の申請・支給決定状況（累計）及び令和2年6月23日（火）現在で把握している解雇・雇い止め者数（累計）は以下のとおりです。

1 雇用調整助成金等の申請・支給決定状況（別表参照）

令和2年6月19日現在の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金を含む）の支給申請件数は768件、支給決定件数は528件となっている。支給申請状況を業種別でみると、「宿泊業、飲食サービス業」が260件（33.9%）と最も多く、続いて「卸売業、小売業」131件（17.1%）、「製造業」が119件（15.5%）となっている。

また、支給決定総額は483,941,812円となっている。

（別表）

雇用調整助成金等の申請・支給決定状況（大分類・業種別）

産業分類(大分類)	雇用調整助成金等 申請件数	雇用調整助成金等 支給決定件数	申請総数に 占める割合	支給総数に 占める割合
A.農業、林業	2	1	0.3%	0.2%
B.漁業	1	1	0.1%	0.2%
C.鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0.0%	0.0%
D.建設業	37	25	4.8%	4.7%
E.製造業	119	84	15.5%	15.9%
F.電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0.0%	0.0%
G.情報通信業	10	5	1.3%	0.9%
H.運輸業、郵便業	23	11	3.0%	2.1%
I.卸売業、小売業	131	77	17.1%	14.6%
J.金融業、保険業	5	2	0.7%	0.4%
K.不動産業、物品賃貸業	16	5	2.1%	0.9%
L.学術研究、専門・技術サービス業	21	18	2.7%	3.4%
M.宿泊業、飲食サービス業	260	213	33.9%	40.3%
N.生活関連サービス業、娯楽業	65	35	8.5%	6.6%
O.教育、学習支援業	12	9	1.6%	1.7%
P.医療、福祉	28	17	3.6%	3.2%
Q.複合サービス事業	2	2	0.3%	0.4%
R.サービス業（他に分類されないもの）	36	23	4.7%	4.4%
合計	768	528	100.0%	100.0%

注)雇用保険被保険者以外を対象者とする緊急雇用安定助成金の件数(申請件数:199件、支給決定件数125件)を含む

2 新型コロナウイルスの影響による解雇・雇い止め者数について

令和2年3月以降、6月23日現在でハローワークへの相談、大量雇用変動届又は再就職援助計画などの提出により把握している新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇い止め者数の累計（見込みも含む）は144人となっている。

業種別では、「製造業」（3件・71人）、「宿泊業、飲食サービス業」（5件・25人）、「卸売業・小売業」（1件21人）、「運輸業・郵便業」（1件・14人）、「生活関連サービス業・娯楽業」（1件13人）となっている。